

普及啓発・人材育成専門委員会の設置について

平成23年 7月 8日

平成25年 6月27日改正

情報セキュリティ政策会議決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における情報セキュリティ問題全体を俯瞰した我が国としての中長期的な基本戦略に関する当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として「普及啓発・人材育成専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を置く。
- 2 専門委員会は、「情報セキュリティ普及・啓発プログラム」（平成23年7月8日政策会議決定）、「情報セキュリティ人材育成プログラム」（平成23年7月8日政策会議決定）、及び政策会議が示す方針に沿って、情報セキュリティに関する普及啓発及び人材育成に係る事項について、調査検討を行う。
- 3 専門委員会の委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 専門委員会の委員長は、その委員の互選により決する。
- 5 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、当該専門委員会の委員以外の者に対し、当該専門委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の下にワーキング・グループを置くことができる。
- 7 専門委員会の委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 専門委員会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 9 前各号に掲げるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、専門委員会の委員長が定める。
- 10 セキュリティ文化専門委員会（平成17年7月14日政策会議決定）及び人材育成・資格制度体系化専門委員会（平成18年7月25日政策会議決定）は、本専門委員会の設置により廃止するものとする。